

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策については、安定的な財政措置を講じるとともに、特別交付税を重点配分すること。
また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金を弾力的に運用すること。
2. 融雪による災害復旧事業については、雪寒地帯の特性を踏まえ、被害報告の期限について柔軟に対応すること。
3. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援策を講じること。